

平成28年度認知症対応型通所介護指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	事故報告	○事故が発生した場合の区への事故報告が行われていない事例がありました。ついては、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	区条例第9号第78条の2第1項 基準省令解釈通知第三の三3(4)で準用する第三の二の二3(10)	3
2	アセスメント	○利用開始1ヶ月後、その後は半年ごとにアセスメントが実施されており、適切な時期に行われていませんでした。初回の認知症対応型通所介護計画作成時はもちろんのこと、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時も、認知所対応型通所介護計画に位置付けるサービスの根拠が明らかになるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	区条例第9号第67条、第71条第1項 基準省令解釈通知第三の三3(2)⑤	1
3	認知症対応型通所介護計画	○常態的にサービス提供の所要時間区分が複数ある場合に、認知症対応型通所介護計画の作成されていない所要時間区分がありました。ついては、所要時間区分が複数ある場合には、それぞれの所要時間区分に応じて適切に認知症対応型通所介護計画を作成してください。	区条例第9号第71条	1
4		○居宅サービス計画上の所要時間区分が変更された場合に、変更後の所要時間区分に沿った認知症対応型通所介護計画が作成されていませんでした。居宅サービス計画上の所要時間区分が変更になった場合には、変更後の所要時間区分に沿った認知症対応型通所介護計画を作成してください。	区条例第9号第71条第1項、第2項 基準省令解釈通知第三の三の3(2)	1
5		○屋外サービスについて認知症対応型通所介護計画に位置づけがされていませんでした。屋外サービスを実施する場合には、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるよう、認知症対応型通所介護計画に位置付けてください。	区条例第9号第69条、第71条 基準省令解釈通知第三の三の3(1)③イ、ロ	1
6	実施状況、評価説明	○指定認知症対応型通所介護計画の実施状況や評価についての記録が行われていることが確認できず、利用者や家族への説明が行われていることも確認できませんでした。それぞれの利用者について、指定認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、利用者や家族に説明を行い、その旨を記録に残してください。	区条例第9号第71条第5項 基準省令解釈通知第三の三3(2)⑥	1
7	非常災害対策	○消防計画に定めた回数の訓練が実施されていない、又は実施した結果が残されていませんでした。消防計画に定めた訓練を実施して、その結果を記録に残してください。	区条例第9号第76条 基準省令解釈通知第三の三3(4)で準用する第三の二の二3(7)	2
8	栄養改善加算	○配置された管理栄養士の関わりが各種記録上で明確になっていませんでした。多職種共同で行われる栄養ケア・マネジメントの中心は管理栄養士であることを念頭において、栄養ケア・マネジメントに関する手順を定め栄養改善に取り組んでください。	厚労告第126号別表3注7 留意事項通知第2の4(7) 老老発第0331009号1	1